独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。独立行政法人等にとって、国民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する国民からの信頼を確保するために重要である。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

○個人情報保護委員会告示第六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四条、第八条及び第五十一条に基づき、個人情報の保護に関するガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）及び個人情報の保護に関するガイドライン（匿名加工情報編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第九号）の一部を次のように改正し、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

（個人情報の保護に関するガイドライン（通則編）の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関するガイドライン（通則編）の一部を次のように改正する。

３―７の表中「若しくは第36条第１項」の右に「、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第44条の10第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）」を加える。

（個人情報の保護に関するガイドライン（匿名加工情報編）の一部改正）

第二条　個人情報の保護に関するガイドライン（匿名加工情報編）の一部を次のように改正する。

３―６の表中「第36条第１項」の右に「、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第44条の10第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同(2)中「受領した匿名加工情報の」を「受領した匿名加工情報、行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報（※３）の」に改め、同(※２)の下に次のように加える。

（※３）「行政機関非識別加工情報」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58条）第２条第９項に定めるものを指す。また、「独立行政法人等非識別加工情報」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59条）第２条第９項に定めるものを指す。なお、それらの情報は匿名加工情報に包含される概念であることから、それらの情報を取り扱う事業者は、匿名加工情報取扱事業者に係る規律の対象となるものである。

○消費者庁告示第八号

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第十条第四項の規定に基づき、消費者安全法第四十七条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示（平成二十五年消費者庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　　消費者庁長官　岡村　和美

次の表中変更後の欄の傍線部分を加える。

変　更　後

都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長	事務を行う場合
北海道知事　青森県知事　岩手県知事　宮城県知事　秋田県知事　山形県知事　福島県知事　茨城県知事　栃木県知事　群馬県知事　埼玉県知事　千葉県知事　東京都知事　神奈川県知事　新潟県知事　富山県知事　石川県知事　福井県知事　山梨県知事　長野県知事　岐阜県知事　静岡県知事　愛知県知事　三重県知事　滋賀県知事　京都府知事　大阪府知事　兵庫県知事　奈良県知事　和歌山県知事　鳥取県知事　島根県知事　岡山県知事　山口県知事　徳島県知事　香川県知事　愛媛県知事　高知県知事　福岡県知事　佐賀県知事　長崎県知事　熊本県知事　大分県知事　宮崎県知事　鹿児島県知事　沖縄県知事　札幌市長　仙台市長　横浜市長　川崎市長　相模原市長　新潟市長　静岡市長　名古屋市長　京都市長　大阪市長　堺市長　神戸市長　岡山市長　北九州市長　福岡市長　熊本市長　岡崎市長	法第二条第五項第一号及び第二号に規定する消費者事故等が発生した場合（同条第七項第一号及び第二号に規定する重大事故等が発生した場合を含む。）

都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長	事務を行う場合
北海道知事　青森県知事　岩手県知事　宮城県知事　秋田県知事　山形県知事　福島県知事　茨城県知事　栃木県知事　群馬県知事　埼玉県知事　千葉県知事　東京都知事　神奈川県知事　新潟県知事　富山県知事　石川県知事　福井県知事　山梨県知事　長野県知事　岐阜県知事　静岡県知事　愛知県知事　三重県知事　滋賀県知事　京都府知事　大阪府知事　兵庫県知事　奈良県知事　和歌山県知事　鳥取県知事　島根県知事　岡山県知事　山口県知事　徳島県知事　香川県知事　愛媛県知事　高知県知事　熊本県知事　宮崎県知事　沖縄県知事　札幌市長　仙台市長　横浜市長　川崎市長　相模原市長　新潟市長　名古屋市長　京都市長　大阪市長　堺市長　岡山市長　北九州市長　福岡市長　熊本市長	法第二条第五項第一号及び第二号に規定する消費者事故等が発生した場合（同条第七項第一号及び第二号に規定する重大事故等が発生した場合を含む。）

変　更　前

都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長	事務を行う場合
北海道知事　宮城県知事　秋田県知事　山形県知事　福島県知事　茨城県知事　栃木県知事　群馬県知事　埼玉県知事　千葉県知事　東京都知事　神奈川県知事　新潟県知事　富山県知事　石川県知事　福井県知事　山梨県知事　長野県知事　岐阜県知事　静岡県知事　愛知県知事　三重県知事　滋賀県知事　京都府知事　大阪府知事　兵庫県知事　奈良県知事　和歌山県知事　鳥取県知事　島根県知事　岡山県知事　山口県知事　徳島県知事　香川県知事　愛媛県知事　高知県知事　熊本県知事　宮崎県知事　沖縄県知事　札幌市長　仙台市長　横浜市長　川崎市長　相模原市長　新潟市長　名古屋市長　京都市長　大阪市長　堺市長　岡山市長　北九州市長　福岡市長　熊本市長	法第二条第五項第一号及び第二号に規定する消費者事故等が発生した場合（同条第七項第一号及び第二号に規定する重大事故等が発生した場合を含む。）

都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長	事務を行う場合
北海道知事　宮城県知事　秋田県知事　山形県知事　福島県知事　茨城県知事　栃木県知事	法第二条第五項第三号に規